

流山市農業委員会  
令和4年第2回  
総会議事録

令和4年2月10日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和4年第2回総会議事録

- 1 期 日 令和4年2月10日(木)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 7番 小菅 康男  
8番 染谷 一嘉
- 5 出席委員(委員11名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
4番 鈴木 亨	5番 金子 孝博
6番 中嶋 清	7番 小菅 康男
8番 染谷 一嘉	9番 石井 保
10番 岡田 長政	11番 山崎 日出男
12番 水代 啓司	
- 6 欠席委員(委員1名)

3番 金子 文雄
----------
- 7 書記名 副主査 齊藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃  
主事 小田 嵩
- 9 会議目次
  - (1) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について…………… 1
  - (2) 議案第4号 特定生産緑地地区指定に係る意見について…………… 2
  - (3) 議案第5号 農地所有適格法人報告書の提出について…………… 4
  - (4) 報告第5号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について…………… 7
  - (5) 報告第6号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 7
  - (6) 報告第7号 専決処理の報告について…………… 8

▲開会 午後3時1分

○水代会長 それでは、ただ今から令和4年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

なお、3番 金子文雄委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

7番 小菅委員、8番 染谷一嘉委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元の議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、御審議いただく案件は、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」から議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの3議案について、御審議いただきたいと思っております。

また、報告事項は、報告第5号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第7号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第3号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年2月10日提出

今月の申請は更新が4件です

全て権利者が同一のため、一括して御説明いたします。

権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、南にあります畑12筆 合計面積4,903.57平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は、1ページにございます。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が4件です。

1番から4番まで権利者が同一ですので、一括して御報告いたします。

本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は44歳です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第4号「特定生産緑地地区指定に係る意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の4ページをお開きください。

議案第4号

特定生産緑地地区指定に係る意見について

特定生産緑地地区指定に係る照会が次のとおりあったので、意見を求める。

令和4年2月10日提出

生産緑地の指定から30年が経過し、その後は指定解除の手続きが可能となりますが、その後10年間生産緑地を延長できるのが、「特定生産緑地」制度です。

昨年も特定生産緑地の指定に係る意見についてご審議いただきましたが、今回も市長から生産緑地法に規定する農地等に該当しているのか、農業委員会に意見を求められたものです。

なお、新たに生産緑地として追加指定を行う場合は、小委員会にて現地確認を行っていただき、御審議いただいておりますが、約30年前の当初指定の際にも農業委員会で審議されていることから、当該地につきましては事務局職員にて現地確認を行っております。

議案の1番と2番は、同一の生産緑地地区で、駒木の登記地目 田1筆、登記地目 畑2筆 合計面積4,204平方メートルです。

議案案内図は、2ページにございます。

現地は、畑と栽培している樹木が混在している状況でした。

議案の3番は、三輪野山五丁目の登記地目 畑5筆 合計面積1,026平方メートルです。

議案案内図は、3ページにございます。

現地は、耕起済みでした。

議案の4番は、長崎一丁目の登記地目 畑2筆、野々下三丁目の登記地目 畑1筆 合計面積5,770平方メートルです。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございます。

現地の状況は、写真のとおり耕起作付け済みでした。

議案の5番につきましては、三輪野山四丁目の登記地目 畑1筆 面積291平方メートルです。

議案案内図は、5ページにございます。

現地の状況は耕起作付け済みでした。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎**金子孝博委員長** 議案第4号「特定生産緑地地区指定に係る意見について」御報告いたします。

本件については、事務局が撮影した現地の写真を確認し審議いたしました。  
その結果、申請のあった土地は生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを確認したため、その旨を市に回答するという結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の4番については、染谷文夫委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

染谷文夫委員の退席を求めます。

(午後3時12分 染谷文夫委員退席)

○水代会長 これより、本案の4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号の4番について、農地等に該当していると回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号の4番については、農地等に該当していると回答することに決定いたしました。

ありがとうございます。

染谷文夫委員の除斥を解きます。

(午後3時13分 染谷文夫委員入室)

○水代会長 続いて、本案の1番から3番及び5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号の1番から3番及び5番について、農地等に該当していると回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号の1番から3番及び5番については、農地等に該当していると回答することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題と

いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の5ページをお開きください。

議案第5号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和4年2月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

報告があった法人は、柏市中央町にあります法人です。

事業年度は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間です。

皆様のお手元の様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧ください。

これは、法人から提出があった報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、令和3年12月27日と書かれている欄が、今回報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積は、0.74ヘクタールです。

法人形態は、非公開の株式会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売です。

売上高は、全体の半分以上が農業に関する売り上げで占めておりました。

構成員は、農業の常時従事者等が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は6名であり、従事日数は、全役員が150日以上常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の6ページから7ページにあります。

御説明につきましては、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**水代会長** はいありがとうございます。

本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎**金子孝博委員長** 議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行い

ました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

質疑ございませんか。

私から1点お聞きします。

年々、売上げ(額)が下がっていますが、何か要因があったのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 売上高が毎年低くなっているということについてですが、その要因については確認できていません。

○水代会長 他に質問ございませんか。

◆9番(石井委員) 田と畑の面積が少ないようですが、たとえば田の耕作は具体的にどこなのか分かりますか。

◎事務局(小田主事) お手元の議案案内図に掲載したのが市内の経営農地です。

この他に我孫子市内でも田を耕作しています。

経営面積0.74ヘクタールには、我孫子市内の経営面積も含まれています。

これには、利用権を設定した貸借りの面積だけを計上しているものと思われます。

例えば、法人の構成員の方の所有農地(田)の作業委託している面積もこれ以外にあると思われます。

確認書の経営面積だけでは、この売上高にはならないと思われます。

我孫子市内の田が経営の主なものです。

◆9番(石井委員) その点は、わかりました。

議案案内図6ページの畑についての耕作実態は調査しましたか。

草の繁茂が多いように見受けられます。

◎事務局(小田主事) 夏期の一見すると草が繁茂している状態に見える状況は、事務局でも確認しました。

草の下でキク芋等を育成しており、作業日報での記載内容と突合もでき、可能な範囲で確認は取れました。

◆9番(石井委員) 我孫子市(農業委員会)にも同様に書類提出しているのですか。

◎事務局(染谷次長) 我孫子市でも提出されています。

昨年は、私自身も我孫子市内に所有している3,890平方メートルの農地については、現地を訪問して目視で耕作しているのを確認してきました。

売上高の内訳としましては、キク芋の加工品の売上金額が130万円、農業経営コンサルタント料が40万円。流山内だけの売上高で870万円である旨報告がなされ



ています。

○水代会長 法人からは、決算書も添えて報告のあった数字ですよね。  
他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、多数であります。

よって、議案第5号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長

次に、報告第5号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第5号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和4年2月10日報告

斡旋依頼があった土地は、市野谷の畑2筆 合計面積1,134平方メートルで、令和3年12月総会の議案第63号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地です。

議案案内図は、8ページにございます。

今後、買取り申出から3か月後の令和4年3月15日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についての御報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第6号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

## 報告第6号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和4年2月10日報告

1番、2番ともに、令和2年12月の総会で審議がなされ、令和2年12月15日付けで許可となった案件です。

案内図及び土地利用計画図は、1番が議案案内図の9ページと10ページ、2番が11ページと12ページにございます。

本件につきましては、1月11日に石井委員と鈴木委員にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真は、スライドにしております。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第7号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

## 報告第7号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月10日報告

始めに、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、6件 17筆 合計面積3,264.86平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、26件 160筆 合計面積87,573.10平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条については、住宅用地が5件、その他の建物施設用地が1件の計6件の届

出がありました。

第5条については、マンションの区分所有を除く住宅用地が16件、マンションの区分所有が9件、その他の建物施設用地が1件の計26件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和4年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時32分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年2月10日

流山市農業委員会長	水代啓司
流山市農業委員会委員	小菅康男
流山市農業委員会委員	染谷一毅